自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十三号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第五条第一項及び遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「個人である場合」を「個人である場合　次に掲げる書類」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。次号ニにおいて同じ。）（民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされた未成年者（外国人を除く。）にあっては、戸籍の謄本又は抄本）

ロ　法第三条第五号に該当しない者であることを証する書類として国家公安委員会規則で定めるもの

第一条第一号ハ中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同号ニ中「第三条第五号ただし書」を「第三条第六号ただし書」に改め、「、被相続人の戸籍の謄本」を削り、「定める」を「掲げる」に改め、同号ヘ中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条第二号中「場合」を「場合　次に掲げる書類」に改め、同号ハ中「第三条第八号」を「第三条第九号」に改め、同号ニ中「戸籍の謄本又は抄本（外国人にあっては、住民票の写し）」を「住民票の写し」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　役員に係る前号ロに掲げる書類

第一条第二号ヘ及びト中「定める」を「掲げる」に改める。

第三条第二項第一号から第四号までの規定中「定める」を「掲げる」に改め、同項第五号中「定める書類に」を「掲げる書類に」に改め、同号イからハまでの規定中「定める」を「掲げる」に改める。

第四条の表第二十六条の六第一号の項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

（遺失物法施行令の一部改正）

第二条　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ロ⑴中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同号ロ⑵中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ⑶中「又は⑵」を「から⑶までのいずれか」に改め、同号ロ⑶を同号ロ⑷とし、同号ロ⑵の次に次のように加える。

⑶　心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

附　則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十四号

特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月七日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　高市　早苗

経済産業大臣　菅原　一秀

カジノ管理委員会事務局組織令をここに公布する。

御名御璽

令和元年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

カジノ管理委員会事務局組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項並びに第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（次長）

第一条　カジノ管理委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2　次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（監察官）

第二条　事務局に、監察官一人（検察官をもって充てられるものとする。）を置く。

2　監察官は、監察に関する事務をつかさどる。

（部の設置）

第三条　事務局に、次の二部を置く。

総務企画部

監督調査部